（議事）

第五条　会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3　前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（庶務）

第六条　会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

（会議の運営）

第七条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（内閣府本府組織令の一部改正）

2　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の表に次のように加える。

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日の前日	子ども・子育て会議の庶務に関すること。

内閣総理大臣　安倍　晋三

府令

○内閣府令第八号

保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十三号）の施行に伴い、及び保険業法（平成七年法律第百五号）を実施するため、保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（保険業法施行規則の一部改正）

第一条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「包括移転」を「移転」に、「第二百十二条の六」を「第二百十二条の六の三」に改める。

第二十四条の十二第一項中「次項において」を「以下」に改め、同条第二項中「更生計画をいう」及び「更生会社をいう」の下に「。第九十条第二項、第百六十八条第二項及び第二百十一条の六十四第二項において同じ」を加える。

第五十三条の三の三中「委託」の下に「（法第二百七十五条第三項の規定による再委託を含む。第五十三条の八及び第五十三条の十一において同じ。）」を加える。

第八十五条第一項に次の一号を加える。

十八　第二百十二条の六の三第二項各号に掲げる書類に定めた事項を変更しようとする場合

第二編第七章の章名及び同章第一節の節名中「包括移転」を「移転」に改める。

第八十八条の三を次のように改める。

（保険契約の移転に係る公告事項）

第八十八条の三　法第百三十七条第一項（法第二百五十一条第二項及び第三項により読み替えて適用する場合並びに法第二百七十条の四第九項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（法第二百五十一条第二項及び第三項の規定により法第百三十七条第一項の規定を読み替えて適用する場合並びに法第二百七十条の四第九項の規定により法第百三十七条第一項の規定を読み替えて準用する場合にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項）とする。

一　移転先会社の商号、名称又は氏名

二　移転先会社の本店、主たる事務所又は日本における主たる店舗の所在地

三　移転会社及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条又は第二百二条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この号及び第九十条第二項第十四号において同じ。）及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

四　保険契約の移転後における移転対象契約（法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約をいう。第九十条第二項及び第九十条の二第一号において同じ。）に関するサービスの内容の概要

五　法第百三十七条第五項に関する事項

六　保険契約の移転前及び移転後における移転会社及び移転先会社の法第百十四条第一項に規定する契約者配当又は社員に対する剰余金の分配（以下この号において「配当等」という。）の方針並びに保険契約の移転前における移転会社及び移転先会社の配当等の額

七　移転対象契約者（法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約者をいう。第九十条第二項及び第九十条の二第五号において同じ。）に対する剰余金の分配をする場合には、その旨及びその分配の方法

第八十九条中「第百三十七条第四項」を「第百三十七条第三項」に改め、「第二百五十一条第二項」の下に「及び第三項」を、「適用する場合」の下に「並びに法第二百七十条の四第九項の規定により読み替えて準用する場合」を加える。

第八十九条の二を次のように改め、同条を第八十九条の三とする。

（保険契約移転手続中の契約に係る通知事項）

第八十九条の二　法第百三十八条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十八条の三各号に掲げる事項とする。

第八十九条の次に次の一条を加える。

（移転会社が払い戻すべき金額）

第八十九条の二　法第百三十七条第五項に規定する内閣府令で定める金額は、第六十九条第一項第二号の二又は第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てた金額とする。

第九十条第一項中「第百三十七条第二項の」を「第百三十七条第一項の異議を述べるべき」に改め、同条第二項中「書類」の下に「（法第二百五十条第一項の規定により保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九項の規定により法第百三十九条第一項の規定を読み替えて準用する場合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号の規定により更生計画において更生会社が更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあっては、第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十七号及び第十八号に掲げる書類）」を加え、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六　移転対象契約の選定基準及び対象範囲を記載した書面